

**市報ぎょうだ1月号は  
1月4日に配布します**

新年の市報ぎょうだ1月号は、1月4日(月)に各自治会長宅または配布役員宅へ配布します。

なお、1月4日(月)から市役所、南河原支所で、1月5日(火)からは各公民館でも受け取ることができます。

▼問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当 (内線318)

**人権週間にあわせ特設の  
人権相談所を開設します**

「世界人権宣言」は昭和23年(1948)に国際連合で採択され、これを記念して国際連合は12月10日を「人権デー」と定めました。

この人権デーを最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、法務省や全国人権擁護委員連合会では、人権意識の高揚を図るため関係機関や団体の協力を得てさまざまな行事を行っています。

市では、人権問題や日常生活全般についての相談所を毎月1回開設していますが、人権週間にあわせ、人権擁護委員全員(8人)による特設の人権相談所を開設します。

▼日時 12月9日(水)午前10時～午後3時  
▼場所 忍・行田公民館ホール

▼相談機関 人権擁護委員協議会行田部会  
▼問い合わせ 人権推進課(内線221)

**12月10日から16日まで  
「拉致問題を考える週間」です**

平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定施行され、この啓発週間が定められました。

拉致問題の実態は、いまだ解明されていませんが、拉致をされた家族にとつて一日も早い解決が強く望まれています。市民の皆さんには、この週間に機に拉致問題に対する関心をより一層高めていただき、問題が解決するようご支援ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 人権推進課(内線221) または埼玉県社会福祉課援護給付担当 ☎048-830-3277

**下水道事業受益者負担金の  
納付をお忘れなく**

**第3期納期限 12月25日(金)**

下水道事業受益者負担金の期限内納付にご協力をお願いします。期限内納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。納付には、支払いに便利な口座振替をご利用ください。

▼問い合わせ 下水道課業務担当(前合) 111・水道庁舎内 ☎564-0303

## 税金の納め忘れはありませんか

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した行政サービスを推進するために欠かすことのできない重要な財源です。

税金を納め忘れている方は、早めの納付をお願いします。

### 納め忘れると…

市税は納期限内に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産などの差押えをしなければならないとされています。

市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を強化しています。悪意はなく、うっかり納め忘れた場合でも、法に基づく差押えなどの滞納処分を執行することになります。

### 納税相談はお早めに

病気・失業・災害などのやむを得ない特別な事情で納税することが困難な方は、お早めに納税相談にお越しください。税務課(12番窓口)では、市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、毎週火曜日および日曜日に納税・相談窓口を開設していますので、どうぞご利用ください。

【夜間納税・相談窓口】毎週火曜日 午後7時まで(祝日を除く)

【休日納税・相談窓口】毎週日曜日 午前8時30分～正午

上記以外にも次のとおり年末夜間・休日納税・相談窓口を開設します

【夜間納税・相談窓口】12月21日(月)・24日(木)・25日(金) 午後5時15分～7時

【休日納税・相談窓口】12月27日(日) 正午～午後5時15分

▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)